

平田地区まちづくり協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この会の名称は、平田地区まちづくり協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、平田供用会館内に置く。

(目的)

第3条 協議会は、平田地区の相互の連帯感と自治意識の高揚を図るとともに、共通の課題の解決に努め、各種団体と密接な連携を図りながら、ふれあいのある心豊かなまちづくりを推進することを目的とする。

(事業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 住民交流の促進に関すること。
- (2) 安心・安全な地域づくりに関すること。
- (3) 健康・福祉の増進に関すること。
- (4) 生活環境の改善に関すること。
- (5) 教育・文化の振興に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、住みよい地域コミュニティの推進に関すること。

(構成)

第5条 協議会は、次に掲げる団体等（以下「会員」という。）で構成する。

- (1) 平田地区自治会連合会
- (2) 平田地区社会福祉協議会
- (3) その他第3条の目的に賛同する事業所並びに地域で活動する団体及び個人

第2章 役員

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- | | |
|--------------|-----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 2名 |
| (3) 総務理事 | 若干名 |
| (4) 事務局長 | 1名 |
| (5) 会計 | 1名 |
| (6) 自治会連合会幹事 | 2名 |
| (7) 顧問 | 1名 |
| (8) 監査 | 2名 |

(役員を選任)

第7条 役員は、会員の中から会長が推薦し総会において承認を得る。

(役員職務)

第8条 役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- (3) 総務理事は、協議会の運営及び事業の企画調整等を行う。
- (4) 事務局長は、協議会の事務全般を総括する。
- (5) 会計は、協議会の会計事務を行う。
- (6) 自治会連合会幹事は、自治会を代表して協議・意見交換等を行う。
- (7) 監事は、協議会の経理を監査する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、会長は2年、その他の役員は1年とし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問及び相談役)

第10条 協議会に顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、会長の推薦により、総会の議決を経てこれを委嘱する。

第3章 会議

(総会)

第11条 総会は、協議会の最高議決機関であり、会員をもって構成する。

(総会の審議事項)

第12条 総会は、次の事項を審議し、議決する。

- (1) 事業計画及び予算に関すること。
- (2) 事業報告及び決算に関すること。
- (3) 役員選任に関すること。
- (4) 規約の制定及び改正に関すること。
- (5) その他重要事項に関すること。

(総会の開催)

第13条 通常総会は、毎会計年度終了後3カ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が開催を必要と認めたとき。
- (2) 会員の3分の2以上から会議開催の目的となる事項を示して請求があったとき。

(総会の招集)

第14条 総会は、会長が招集する。

(総会の議長)

第15条 総会の議長は、会長が務める。

(総会の定足数)

第16条 総会は、会員の過半数の出席により成立する。

(総会の議決)

第17条 総会の議事は、出席者の過半数により決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の議事録)

第18条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む。）
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果

2 議事録の作成は、議長が総会に出席した会員の中から指名する。

(総務理事会)

第19条 総務理事会は、会長、副会長、専門部の部長及び副部長、事務局長並びに会長が選任した者をもって構成する。

2 総務理事会は、年間の事業計画及び予算、事業報告及び決算、総会に付すべき事項、総会の議決した事項の執行に関すること等を協議する。

3 総務理事会は、会長が招集する。

(緊急部会)

第20条 会長は、急を要する事項について意見を求めるため、緊急部会を招集することができる。

2 緊急部会は、会長が選任した者をもって構成する。

第4章 専門部

(専門部)

第21条 協議会の事業を具体的に企画・実践するため、次に掲げる専門部を置く。

専門部	活動内容
文化体育部	文化活動、スポーツの振興に関すること
交通防犯部	交通安全対策、青少年健全育成、防犯パトロールに関すること
環境福祉部	環境衛生、福祉活動に関すること
広報部	平田新聞の発行及び広報活動に関すること

2 専門部は、会員で構成し、総会の同意を得るものとする。

3 専門部に部長、副部長を置き、部員の互選によるものとする。

第5章 会計

(経費)

第22条 協議会の経費は、寄附金その他の収入をもって充てる。

(事業計画及び予算)

第23条 協議会の事業計画及び予算は、総務理事会からの報告をもとに会長が作成し、総会の議決を経て定めなければならない。

(事業報告及び決算)

第24条 協議会の事業報告及び決算は、総務理事会からの報告をもとに会長が作成し、監事の監査を受け、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第25条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第6章 補則

(委任)

第26条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は総務理事会が定める。

附則

令和5年4月24日、総会での指摘により第6条(8)項について、監事から監査に変更この規約は、上記の訂正により総会での承認を受け施行する。